

監査委員告示 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第199条第14項及び志摩市監査基準第19条第1項の規定に基づき措置状況を公表する。

令和8年3月31日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 松 井 研 二

財政援助団体等監査結果に基づく措置状況調査表

監査の対象	団 体	特定非営利活動法人志摩スポーツクラブ		
	所管部局	教育委員会 生涯学習スポーツ課		
監査区分 1～4	4 【意見】	措置区分 1)～4)	2) 【実施中】	
内 容		措置内容の概要等		
<p>(1) 利用者ニーズの変化に対応するため、修繕が困難な設備については、現状維持にとらわれず、新たな用途への転用策や活性化策について、現場の知見を生かした具体的な提案を引き続き市に行うこと。【意見】</p>		<p>施設をより有効的に活用することができるよう、利用者のニーズの精査や現在の利用状況等を踏まえ、引き続き市教育委員会への提案、協議を進めていきます。</p>		

(監査区分)

- 1 指摘事項 : ①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2 注意事項 : 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3 検討事項 : 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4 意見 : 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済 : すでに改善、是正または見直しを終えたもの
- 2) 実施中 : 引き続き、改善、是正または見直しを実施中のもの
- 3) 検討中 : 現在、改善、是正または見直しを検討中のもの
- 4) 未措置 : 措置がまったくされていないもの